住民監査請求に係る監査の結果について

第１　監査の請求

１　請求の受付

平成25年４月17日及び５月７日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第１項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、Ａから提出された。

２　請求の概要

平成25年４月17日及び５月７日付け請求書及び請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、平成25年４月17日付け請求及び同年５月７日付け請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。なお、同旨の請求事項としてまとめて記載した。

⑴　請求の要旨

ア　請求理由

㋐　請求事項１

実際は借上げバスに乗った負担額しかかかっていないのに、自家用自動車を使用したとして支給した次の旅費は、不正又は不当な支出である。

ａ　県立星陵高等学校（以下「星陵高校」という。）の教員１名に係る平成24年５月１日の神鍋高原への旅費は、実際の負担額2,239円に対し、9,879円支給している（平成25年４月17日付け請求）。

ｂ　県立小野工業高等学校（以下「小野工業高校」という。）の教員３名に係る平成24年４月26日の県立南但馬自然学校への旅費は、実際の負担額1,805円に対し、4,958円ずつ支給している（平成25年４月17日付け請求）。

ｃ　西宮市立香櫨園小学校（以下「香櫨園小学校」という。）の教員１名に係る平成24年10月12日の京都への旅費は、実際の負担額1,420円に対し、4,921円を支給している（平成25年５月７日付け請求）。

㋑　請求事項２

次の措置は、県条例に違反する違法な措置であり、この措置をとった教員は職務専念義務に違反しているため、給与を削減する必要がある。

ａ　星陵高校の教員５名及び小野工業高校の教員１名の勤務時間の割振りを変更した措置（平成25年４月17日付け請求）。

ｂ　香櫨園小学校の教員１名の勤務時間の割振りを変更した措置（平成25年５月７日付け請求）。

イ　求める措置の内容

上記アの事実により県が被った損害を補填するために必要な措置を講じることを求める。

⑵　事実証明書

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、別記１の文書が提出された。

３　請求の受理

平成25年４月17日付け請求及び同年５月７日付け請求について、自治法第242条所定の要件を具備していると認め、それぞれ平成25年４月17日及び５月７日（請求書提出日）付けで受理し、上記２のとおり同旨の請求事項であるため、これらの請求をあわせて監査することとした。

第２　証拠の提出及び陳述

１　請求人の陳述

平成25年５月16日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ（自治法第242条第６項）、請求人からおおむね次のとおり陳述があり、別記２の文書の提出があった。

⑴　時間外勤務については、公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合の基準である限定４項目だけとなっている。勤務時間中の割振りは校長の権限であるけれども、勤務時間を超える場合はこの規定に従ってほしい。

それから、学校の先生は、時間外勤務手当を支給されない代わりに、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づく教育職員調整手当をもらっており、これが給与に差し入れているものである。

⑵　私は、勤務時間の割振り変更は残業手当の二重取りだと主張している。県の言う変形労働時間とは、二重取りの理屈を言っているだけである。もし、変形労働時間で正しければ、調整手当は要らないのだから、これを返してくださいと言っている。

私の条文の読み方が悪いのか分からないけれど、今までの監査結果も、何か焦点が合わない。県の執行機関の言い分を監査委員も丸のみしている。分かっていて合わない監査結果を書かれていていいのかと思う。

変形労働時間ということで行っていることは、結局、残業手当の二重取りをするだけの一つの方便であり、それをかまわないのだと言っている。

⑶　旅費でも規則にあるからかまわないのだと言っている。学校には、交通費、旅費で不当なものがたくさんある。

すぐ監査できると思うので、しっかりとお願いしたい。

２　執行機関の陳述の要旨

平成25年５月16日に執行機関の陳述(自治法第242条第７項）を実施したところ、教育委員会事務局、星陵高校、小野工業高校及び香櫨園小学校からおおむね次のとおり陳述があった。

⑴　請求事項１

ア　県立学校教職員及び県費負担教職員が出張した場合の旅費は、旅費条例（職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号。市町村立学校県費負担教職員の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第48号）第２条の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）及び調整基準（教育委員会事務局等職員及び学校職員の旅費の調整基準（昭和43年教職第195号）をいう。以下同じ。）に基づき支給している。

イ　今回の監査対象となっている平成24年５月の星陵高校の旅行、同年４月の小野工業高校の旅行及び同年10月の香櫨園小学校の旅行では、借上げバスが利用されている。旅行当時（平成24年度）の旅費条例及び調整基準では、借上げバスを利用した旅行の場合、自家用自動車と同様に距離に応じた定額（移動距離×37円）により旅費を支給することとなっていた。そのため、今回の監査対象となっている旅行については、旅行当時（平成24年度）の旅費条例及び調整基準に基づいて、車賃として距離に応じた定額による旅費が適切に支給されたものである。

ウ　借上げバスを利用した旅行においては、バスの借上げ料金が比較的一定であり距離による影響が小さいため、旅行が遠距離の場合は旅費の支給額が実費を上回り、旅行が近距離の場合は旅費の実費を下回る傾向があり、旅費の支給額に過不足が生じうる状況であったことから、借上げバスを利用した旅行の実態を把握したうえで、平成25年４月１日に、調整基準を改正し、借上げバスを利用した旅行による旅費の支給額がより実費に近い支給額となるようにしたところである。

⑵　請求事項２

ア　公立学校の教員については、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）をいう。以下同じ。）第３条の規定により、教職調整額が支給される一方、時間外勤務手当が支給されないこととなっている。さらに、政令（公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）をいう。以下同じ。）により、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないものとしている。

　これらの法令を受け、県では、勤務時間条例（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年兵庫県条例第 43 号）をいう。以下同じ。）において、教員について、原則として時間外勤務は命じないとされ、時間外勤務を命ずる場合は、政令で定める基準に従い、教育委員会規則で定める場合であって、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとしている。

イ　また、勤務時間の割振り変更は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 32 条の２に規定する１箇月単位の変形労働時間制を適用し、勤務時間条例第５条第１項、県立学校教育職員の完全週休２日制実施要領（平成 14 年教教第３号）、各市町教育委員会が定める要領等に基づき、校長が公務の運営上の事情を考慮したうえで、４週間の総勤務時間の範囲内において、あらかじめ定めた正規の勤務時間を臨時に割振り変更することができるとしている。

　この勤務時間の割振り変更制度により、できる限り時間外勤務を命じないよう努めている。

ウ　星陵高校、小野工業高校及び香櫨園小学校の勤務時間の割振り変更の取扱いについては、要領等に従って、各校の校長が、勤務時間の割振り変更の対象業務である職員会議等について、４週間の総勤務時間の範囲内において、事前に勤務時間の割振り変更を命じて時間外勤務を命じないようにしたものであり、また、割振り変更により勤務時間を短縮する日は校務運営に支障を来さないようにしており、適切に制度を運用していることから、何ら問題がない。

第３　監査の対象

１　監査の対象とした事項

請求書及び事実証明書に基づき、次の事項を監査の対象とした。

⑴　請求事項１に係る星陵高校、小野工業高校及び香櫨園小学校の教員に対する旅費の支給

⑵　請求事項２に係る小野工業高校及び香櫨園小学校の教員に対する給与の支給

２　監査の対象としなかった事項及びその理由

住民監査請求は、正当な理由がある場合を除き、財務会計上の行為があった日又は終わった日から１年を経過したときは、これをすることができないものとされている（自治法第242条第２項）。

請求事項２に係る星陵高校の教員に対する給与の支給については、平成24年１月16日に支出されており、本件措置請求が行われた日が支出のあった日から１年以上経過しており、かつ、１年以上経過していることについて正当な理由があるとは認められないため、監査の対象事項としなかった。

第４　監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、請求人の陳述、請求人の新たな証拠、執行機関等の陳述及び執行機

関等に対する実地調査（平成25年５月10日から15日までの間に実施）により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1　請求事項１

⑴　認定した事実

ア　旅費のうち車賃は、旅費条例で、鉄道以外の陸路の旅行については、路程に応じ１キロメートル当たりの定額又は実費額により支給することとされている（旅費条例第６条第５項）。車賃の定額は１キロメートル当たり37円とされ（旅費条例第16条第１項本文）、実費額による支給は公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合において行うこととされている（同項ただし書）。

また、旅行における特別の事情などにより旅費条例の規定による旅費を支給すると不当に実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときはその実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができ（旅費条例第38条第１項）、また、旅行者が旅費条例の規定による旅費により旅行することが特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合においては知事に協議して定める旅費を支給することができることとされている（同条第３項）。

そして、同条第１項に基づき旅費を支給しないこととする場合においては、任命権者は人事委員会に協議して作成した部内の統一的な基準によることとされている（同条第２項）。

イ　県教育委員会は、旅費条例の規定による旅費額が実費と比較して過不足が生じる場合に対応するため、上記アを踏まえ、人事委員会及び知事に協議をしたうえで調整基準を作成している。調整基準のうち平成23年10月から平成25年３月まで適用されていたものにおいて、児童又は生徒を引率する旅行のうち修学旅行以外の場合は、旅費条例で規定する定額の車賃である１キロメートル当たり37円を支給することとされていた。

なお、児童又は生徒を引率する旅行のうち修学旅行以外の場合の車賃の調整基準については、旅行内容や移動手段などが多岐にわたることや、移動距離の長短による旅費の実費負担額に対する影響等の種々の実態を考慮して、平成25年４月に借上げバスにより旅行した場合に実費額を支給することとする改正が行われた。

ウ　請求の対象となった旅行及び旅費の支給は、次のとおり行われた。

㈎　星陵高校の教員１名が平成24年５月１日及び２日に野外活動の引率のため、星陵高校（神戸市垂水区星陵台４丁目）から神鍋高原（豊岡市日高町名色）までの往復267キロメートルの行程を借上げバスにより旅行した。当該旅行は上記イの調整基準で定める修学旅行以外の生徒を引率して旅行した場合に当たるため、当該教員に対して、車賃を１キロメートル当たり37円の定額により計算し、9,879円を支給した。なお、教員は、バスの借上代のうち、2,007円を負担した。

㈏　小野工業高校の教員３名が平成24年４月26日及び27日に入校訓練の引率のため、小野工業高校（小野市片山町）から県立南但馬自然学校（朝来市山東町迫間）までの往復134キロメートルの行程を借上げバスにより旅行した。当該旅行は上記イの調整基準で定める修学旅行以外の生徒を引率して旅行した場合に当たるため、当該教員に対して、車賃を１キロメートル当たり37円の定額により計算し、１人当たり4,958円を支給した。なお、教員は、バスの借上代のうち、１人当たり1,805円を負担した。

㈐　香櫨園小学校の教員１名が平成24年10月12日に校外学習の引率のため、香櫨園小学校（西宮市中浜町）から京都市（同市中京区の二条城から同市北区の金閣寺を経て同市右京区の東映太秦映画村）までの往復133キロメートルの行程を借上げバスにより旅行した。当該旅行は

上記イの調整基準で定める修学旅行以外の生徒を引率して旅行した場合に当たるため、当該教員に対して、車賃を１キロメートル当たり37円の定額により計算し、4,921円を支給した。

なお、教員は、バスの借上代のうち、1,420円を負担した。

(2) 判断

ア 請求人は、星陵高校、小野工業高校及び香櫨園小学校の教員に係る旅費は、実際は借上げバスの１人当たりの負担額しかかかっていないのに、自家用自動車を使用したとして支給しているので、不正又は不当な旅費を支給していると主張している。

イ しかし、星陵高校、小野工業高校及び香櫨園小学校の教員に係る旅費は、上記(1)ウのとおり、当該旅費支給時の調整基準において、児童又は生徒を引率する旅行のうち修学旅行以外の場合１キロメートル当たり37円の定額の車賃を支給することとされていたことから、この調整基準に従い支給されたものであり、その旅費の支給手続に違法なところはない。

本件に係る学校行事のように、その旅行内容や目的、移動手段などが多岐にわたり、また、移動距離の長短による実質的な過不足が生じうる場合もあること、そして、事務の簡素化等の観点も踏まえると、一定の方式に従って、標準的な旅費の額を支給する方法による定めが、一概に合理性を欠くとはいえない。

ウ よって、星陵高校、小野工業高校及び香櫨園小学校の教員に対する旅費の支給は、違法又は不当なものであったとは認められない。

2 請求事項２

(1) 認定した事実

ア 給特法は、教員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合について、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとしており（給特法第６条第１項）、政令では、教員に対して正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないもの（政令本則第１号）とし、時間外勤務を命ずる場合をいわゆる限定４項目の業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限ること（政令本則第２号）とし、勤務時間条例においても、政令で定める基準に従い、同様の定めを置いている。

イ 勤務時間条例は、任命権者が公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員について、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができるとしている（勤務時間条例第５条第１項）。

ウ 勤務時間の割振りについて、県立学校にあっては兵庫県立学校処務規程（昭和44年教育長訓令甲第７号）第５条の規定により校長が専決することができることとされ、西宮市立学校にあっては教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第59号）本則の表及び西宮市立の学校の管理運営に関する規則（平成20年西宮市教育委員会規則第４号）第16条の２の規定により校長が行うこととされている。

エ また、県教育委員会は、要領（県立学校教育職員の完全週休２日制実施要領（平成14年教教第３号）及び市町組合立学校教育職員の完全週休２日制実施要領（平成14年教教第２号）をいう。以下同じ。）を定め、校長を勤務時間の割振権者とし、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要があるとき、４週間の総勤務時間の範囲内で、校長があらかじめ本人に明示することにより、勤務時間の割振り変更をすることができることとしている。

そして、県教育委員会は、要領を踏まえた県立学校長宛ての通知及び市町組合教育委員会宛ての通知により勤務時間の割振り変更の運用方法等を示すとともに、対象業務を例示している。

オ 小野工業高校及び香櫨園小学校の教員に係る勤務時間の割振り変更は次のとおり行われた。

(ｱ) 小野工業高校の校長は、１名の教員が校務運営委員会に従事した勤務時間について、勤務

時間の割振変更簿により勤務時間の割振り変更を行っていた。対象となった業務は上記(1)エの通知において勤務時間の割振り変更ができる業務とされている。

(イ) 香櫨園小学校の校長は、１名の教員が職員会議に従事した勤務時間について、記録簿により勤務時間の割振り変更を行っていた。対象となった業務は上記(1)エの通知において勤務時間の割振り変更ができる業務とされている。

カ　対象教員の給与は、減額せずに、全額支給されていた。

(2) 判断

ア　請求人は、小野工業高校及び香櫨園小学校の校長が行った勤務時間の割振り変更は県条例に違反する違法な措置であり、この措置をとった教員は職務専念義務に違反しているため、給与を削減する必要があると主張している。

イ　しかし、勤務時間の割振り変更は、上記(1)イのとおり勤務時間条例第５条第１項で任命権者が別に定めることができるとされた事項について、上記(1)エのとおり県教育委員会が要領を定め、要領を踏まえた通知により具体的な運用方法等を校長等に示し、これらに基づき実施されるものであることから、法令上の根拠を有しているものと認められる。

本件勤務時間の割振り変更は、上記(1)ウのとおりその権限を有する者である校長により、上記(1)オのとおり行われており、請求人が主張するような上記(1)アの法令等に違反した措置とは認められない。

ウ　よって、対象教員について職務専念義務違反が生じるような点はなく、給与の支出が違法又は不当であったとは認められない。

以上のとおり、県が被った損害を補填するために必要な措置を講じることを求める、とする本件措置請求には理由がないものと判断する。

別記１

１　平成25年４月17日付け請求

(1) 星陵高校関係

ア　旅費計算書兼請求書（普通旅費）

イ　旅行命令簿

ウ　請求書及びご利用明細

エ　勤務時間の割振変更簿

オ　応対記録（請求人作成）

(2) 小野工業高校関係

ア　旅費計算書兼請求書（普通旅費）

イ　旅行命令簿

ウ　勤務時間の割振変更簿

エ　「事実を証する書」と題する書面（請求人作成）

(3) 共通事項

政令、条例、教育委員会規則及び県教育委員会通知等(抜粋)

２　平成25年５月７日付け請求

(1) 旅費計算書兼請求書（普通旅費）

(2) 「事実を証する書」と題する書面

⑶　「秋の校外学習会計報告」と題する書面
⑷　記録簿
⑸　政令、条例、教育委員会規則及び県教育委員会通知等(抜粋)

別記２
　１　「給特法」と題する書面
　２　請求人宛てのはがき